

○国会（衆議院）

・国有財産の有効活用について（衆議院議長宛て）

（平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

衆議院は、令和元年10月に、衆議院事務局から衆議院議院運営委員会（以下「議院運営委員会」）に対して法制局分室の現状についての説明を行い、2年3月の議院運営委員会において法制局分室を財務省へ引き継ぐための手続をとることが了承されたことを受けて、早期の引継ぎに向けた事務処理等を開始するなどの処置を講じていた。

○内閣府（内閣府本府）

・緊急時連絡網整備事業による専用回線の使用及び通信設備の設置について（内閣総理大臣宛て）

（平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

内閣府は、次のような処置を講じていた。

ア 緊急時連絡網整備事業により設置する専用回線について、通信の安定性を確保するために必要な十分な帯域の算出方法を検討して、令和2年3月に、原子力発電施設等の使用がその区域内で開始されるなどしている都道府県等（以下「所在都道府県等」）に対して事務連絡を発し、通信設備ごとの通信設備の使用時に消費される帯域（以下「消費帯域」）を参考値として示すとともに、当該参考値を基に算定した通信設備ごとの消費帯域を積み上げることなどにより専用回線の帯域を算出することを周知して、通信の安定性が確保されなかったり、専用回線の契約により使用できることとなっている帯域が消費帯域を大幅に上回っていることにより原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付が過大となったりすることがないよう指導した。

イ 同月に所在都道府県等に対して事務連絡を発し、統合原子力防災ネットワークにおける通信設備の構成に係る共通の仕様を示すなどして、通信設備の構成を適切なものとするよう指導した。

・企業主導型保育施設の整備における利用定員の設定等について（内閣総理大臣宛て）

（平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

内閣府は、次のような処置を講じていた。

ア 令和2年3月に企業主導型保育事業費補助金実施要綱を改正し、補助事業者に対して、助成の申込みに対する審査基準を定めさせた。そして、この審査基準において、企業主導型保育事業を行うために設置する保育施設（以下「企業主導型保育施設」）の整備に要する費用の助成を受けて企業主導型保育施設の整備を行う者（以下「事業主体」）が助成の申込みに当たって提出する書類として、従業員の意向や地域の保育ニーズを十分に把握した上で利用定員を設定する手順を示した利用意向調査票の様式を定めさせることにより、新たな事業主体の募集の際に、適切に保育ニーズを把握して利用定員を設定することの必要性等を事業主体に周知させた。

また、補助事業者に対して、上記のとおり審査基準を定めさせることにより、利用定員の妥当性等について、事業主体から提出させた利用意向調査票等を確認した上で、適切に審査等を行わせるようにした。

イ アで改正した実施要綱において、補助事業者が、各企業主導型保育施設に係る定員充足率を定期的に把握すること及び利用が低調となっているなどの場合には当該施設と保育ニーズのある企業とのマッチングの支援を行うことを定めて、補助事業者に対して、事業主体に対して十分な指導等を行わせるようにした。

ウ アの審査基準において、事業主体が助成の申込みに当たって提出する書類として、企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について確認するためのチェックシートの様式を定めさせることにより、補助事業者が、設備基準等との適合性等について、事業主体から提出させたチェックシート等を確認した上で、十分に審査等を行えるような仕組みを整備した。

○総務省

・地域経済循環創造事業交付金事業の効果の発現状況について(総務大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

総務省は、次のような処置を講じていた。

ア 地方公共団体に対して、令和元年11月及び2年6月に事務連絡を発出するなどして、既存の地域経済循環創造事業交付金事業(以下「交付金事業」)の実施に当たり、優良な事例のほか、事業計画と比べて低調となっている事例の特徴や要因を分析するなどした分析調査報告書等を事業実施の参考となる情報として提供するとともに、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者等(以下「地域事業者」)、地域金融機関等の関係者と交付金事業の事業効果等に係る定期的な検証を実施することを周知した。

そして、2年7月に、全事業を対象として毎年実施しているフォローアップ調査の調査票等の様式を改正するなどして、上記の定期的な検証について同調査票等により直近1年以内の実施状況等を確認するとともに、売上高、地域の人材の活用に係る経費及び地域の資源の活用に係る経費の実績が収支計画を大きく下回る事業について、地域事業者、地域金融機関等の関係者と情報を共有して原因分析等を行った上で具体的な改善策等を策定の上、同調査票等に記載させることとした。

イ 地方公共団体に対して、元年11月に事務連絡を発出するなどして、今後の交付金事業の実施に当たり、地域経済循環創造事業交付金実施計画書(以下「事業計画書」)の作成に当たっては、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素や、事業に内在するリスクとその回避策について、地域事業者、地域金融機関等の関係者と事前に綿密に検討することを周知するとともに、当該検討結果を事業計画書に反映させるなどの方策を検討した。その結果、2年3月に事業計画書の様式を改正して、同年4月以降に交付決定される事業から、上記の検討結果を記載させることとした。

・情報通信技術利活用事業費補助金による事業の実施状況について(総務大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

総務省は、次のような処置を講じていた。

ア(ア) 令和元年10月に通知を発して、補助事業の効果が十分に発現していない事業主体に対して、具体的なニーズ調査を実施させたり、ICTまち・ひと・しごと創生推進事業等(以下「本件補助事業」)で導入された情報通信端末や構築されたシステム(以下「導入システム」)の利用状況を的確に把握できるような適切な事業目標を設定させてそれに対する実績を把握させたり、事業の現状及び今後の改善計画を同省に報告させたりした。また、これらの処置が実効あるものとするために、必要に応じて指導・助言を行った。

(イ) 同月に通知を発して、情報セキュリティ対策が適切に講じられていない地方公共団体である事業主体に対して、クラウドを活用した導入システムの運用について、個人情報の保護に関する法律、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、サイバーセキュリティ基本法(これらを「法」)の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講じさせた。

イ 2年4月及び6月に実施要領等を改正して、今後実施する本件補助事業については、構築するシステム等に対する利用の意向等の具体的なニーズ調査を実施すること、事業実施年度及びその後5年間の導入システムの利用状況を的確に把握できるような適切な事業目標を設定し、その目標に対する実績を把握すること、事業目標に対する導入システムの運用状況等について記載した運用状況及び収益状況報告書における報告内容等を同省が例示した上で、これに基づき報告すること並びに必要に応じて指導・助言を行うことを定めた。また、地方公共団体に対して、クラウドを活用するシステムの運用を含め、法の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講ずることの重要性について、実施要領等に明記して周知した。

○外務省、独立行政法人国際協力機構

・政府開発援助の効果の発現について（外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て）

（平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

外務省及び独立行政法人国際協力機構は、次のような処置を講じていた。

ア 無償資金協力

- (ア) 給水設備改善計画について、機構は、令和2年6月に関係部署に対して通知を発して、今後、無償資金協力により、給水事業において濁度低減施設等を整備する場合、事業設計時に、既存の送水管の漏水等の影響を考慮して配水池への送水量の検討を十分に行うこととした。
- (イ) ノン・プロジェクト無償資金協力(以下「ノン・プロ無償」)について、同省は、同年2月に在外公館に対して通知を発して、今後、ノン・プロ無償に代わり新たに実施することとなった無償資金協力(経済社会開発計画)により、調達された中古船等に関して相手国の負担により実施される事業が進捗していないことを把握した場合、中古船等の活用について申入れを行った後も、適時に現地に赴くなどして事業の進捗を適切に把握することとした。
- (ウ) 草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」)による地域病院改善計画について、同省は、事業実施機関等に対して、病棟建設のための経費を予算に計上するなどして、中断している工事を再開して病棟を完成させるよう働きかけを行った。その結果、病棟建設のための経費の一部が2020年度の州政府の予算に計上されるなどした。また、同省は、2年6月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たって、建物の建築工事を行う事業を実施する場合、事業実施機関からの申請書類等を基に事業実施機関が施工業者の技術的能力を適切に把握しているかについて十分に確認したり、工事が中断等した際には、その状況を速やかに報告することについて事業実施機関に周知したりすることとした。

イ 有償資金協力

下水道整備事業について、機構は、同月に関係部署に対して通知を発して、今後、有償資金協力を実施するに当たって、事業実施機関等から汚水処理後の水質の悪化が生じているとの報告を受けて改善のための助言を行った場合、その後の汚水処理後の水質の改善状況を十分に把握した上で、現状を踏まえた適切な維持管理が行われるよう事業実施機関等と十分に協議・検討を行うこととした。

○外務省

・無償資金協力(経済社会開発計画)における贈与資金の効率的な活用について(外務大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示及び処置要求事項)

外務省は、次のような処置を講じていた。

ア 外務本省は、令和2年2月に、貧困削減を含む経済や社会の開発に取り組む事業(以下「事業」)のモニタリングの実施に当たり、進捗が低調で長期間にわたり贈与資金が援助の相手となる開発途上国(以下「相手国」)名義の口座(以下「相手国口座」)や調達代理機関の口座(以下「調達代理口座」)に保有されたままとなっている事業又はそのおそれがあると認められる事業を把握した場合において、相手国に対して事業の進捗に向けた効果的な働きかけを行うことやその具体的な方法、必要に応じて贈与資金の返還の可能性を含めた検討を行い相手国との間で対応を協議することなどを示した取組方針を定めて、在外公館に通知した。

イ 同本省及び在外公館は、調達代理契約の締結等が遅延していて贈与資金の全額が相手国口座に保有されたままとなっている3事業及び交換公文締結から長期間が経過しているのに進捗が低調で贈与資金の50%以上が調達代理口座に保有されたままとなっている12事業について、アの通知に基づいて、相手国に対して贈与資金の返還の可能性にも言及しつつ事業の進捗に向けた働きかけを行うなどした。その結果、調達代理契約が締結されたり、資機材等の調達契約が締結されたりするなど、それぞれの相手国において事業が進捗している。

○厚生労働省

・労災診療費の算定における労災治療計画加算について(厚生労働大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省は、業務上の事由又は通勤により負傷し又は疾病にかかった労働者の診察、処置、手術等に要した費用(労災診療費)の算定における労災治療計画加算について、労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討した結果、そのような運用は困難であるとの結論に至り、令和2年3月に通達を発して、同月末をもって労災治療計画加算を廃止する処置を講じていた。

・障害者に係る就労移行支援事業の給付費の算定について(厚生労働大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和2年8月までに、36指定障害福祉サービス事業者等(指定障害福祉サービス事業者等を「事業者」)の37事業所に対して、過大に算定されていた訓練等給付費の返還手続を行わせた。

イ 元年11月に都道府県等に対して通知を発するなどして、基本報酬の届出の際に事業者に提出を求めるべき根拠資料として雇用契約書等を例示するなどした上で、届出の内容の確認を適切に行うよう周知徹底した。

ウ イの通知等により、利用者が就職した後は引き続き就労移行支援サービス費を算定できない旨を明示した上で、市町村に対して、都道府県を通じて周知徹底した。

エ イの通知等により、事業者に対して、基本報酬の届出を就労定着の実績に応じて適切に行うこと、利用者が就職した後に引き続き就労移行支援サービス費を算定できること及び利用者が就職した場合に市町村に対して適時に報告することを都道府県等を通じて周知徹底した。

・医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業について(厚生労働大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

厚生労働省は、令和2年3月までに次のような処置を講じていた。

- ア 利用可能な状態となっていなかったシステムについて、地域医療介護総合確保基金から取り崩した助成金(以下「確保基金助成金」)を交付した都道府県に対して、利用可能な状態となっているか確認するとともに、利用が開始されない場合には、確保基金助成金の返還等の手続を行わせるよう助言した。そして、当該都道府県は、上記の助言を受けて、当該システムの利用が開始されていることを確認した。
- イ 都道府県に通知を発したり、都道府県の担当者を対象とした会議を開催したりするなどして、都道府県に対して、システムの仕様の検討を十分行ったり、システムの構築時には仕様に沿った動作が可能となっているか十分に確認を行ったりするよう事業主体に指導を行うとともに、地域の医療情報連携ネットワーク(以下「地域医療ネット」)を整備した後の運用状況等を把握し、利用可能な状態となっていない事態があった場合には、事業主体に指導を行うよう周知した。
- ウ イの通知、会議等により、都道府県に対して、確保基金助成金の交付申請の際に、参加医療機関等の数及び参加患者の数の目標並びにこれらの目標の達成が見込まれる根拠及び目標を達成するための取組方針等を事業主体に申告させて、これに基づき審査するなどするよう助言した。
- エ イの通知、会議等により、都道府県に対して、地域医療ネットを整備した後の運用状況等を把握した結果、全く利用されていないなどの事態があった場合には、事態を改善するために事業主体に対して指導等を行うよう助言した。

・賃金構造基本統計調査の実施に係る会計経理等について(厚生労働大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた

- ア 厚生労働本省及び都道府県労働局(以下「労働局」)において、令和2年7月までに、統計調査の実施に係る予算の示達や会計経理が会計法令等に従うなどして適正に行われるよう、研修等により関係職員に対して会計法令等の遵守について周知徹底した。
 - イ 同本省において、労働局が実施する統計調査のうち賃金構造基本統計調査(以下「賃金センサス」)については、郵送調査を基本とした調査方法とするなどの調査計画の変更を行うとともに、2年度の予算において変更後の調査計画の調査方法に基づいて必要な経費を積算するなどした。また、2年6月に労働局に対して事務連絡を発出して、各年度の賃金センサス終了後に賃金センサスに係る予算の執行実績について労働局から報告させることなどにより、各労働局の予算の執行実績を把握することができるようにして、賃金センサスの実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もることができる態勢を整えた。
- 一方、同省は、労働局が実施する統計調査のうち賃金センサス以外の統計調査については、統計調査の実施に係る予算の執行実績と当該予算の積算との間におけるかい離の有無の検証を行うなどしており、今後、かい離が生じている場合はその原因を分析するなどした上で、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えることとしている。

・国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査の実施について(厚生労働大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

- ア 平成31年3月に、国民健康保険中央会定期総会において、国保総合システムで提供されているチェック項目の整理及び内容の精緻化に取り組むよう、公益社団法人国民健康保険中央会(以下「国保中央会」)に対して指導等を行い、今後も各種会議等において同様の指導等を行うこととした。
- イ 令和2年度の診療報酬の改定に併せて、「診療報酬請求書等の記載要領等について」等(以下「記載要領等」)において、傷病名のコード化の推進等の取組を行うとともに、医療機関にコード化された傷病名の使用を促すために、コード化されていない傷病名の割合が基準値未満の場合等に入院基本料等の加算を増点する診療報酬の見直しを行った。また、2年3月に地方厚生局等に通知を発して、記載要領等に従って診療報酬明細書(以下「レセプト」)の情報を電子的に記録したものを作成することの重要性について、医療機関に対して周知徹底させた。
- ウ ア及びイにより国保総合システムの利便性の向上を図るための取組を実施した上で、国保中央会に整理及び精緻化されたチェック項目を共通的に採用することができる機能を同システムに付加させた。そして、2年4月に、同機能を使用するよう、国保中央会から全ての国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」)に対して周知徹底させた。
- エ 2年9月に、国保連合会が行っているレセプトの内容の審査(以下「レセプト審査」)の実態を把握して、チェック項目について、独自の審査方針による取扱いが行われていた事態が解消されていることを確認していた。そして、国保中央会から定期的に全ての国保連合会のチェック項目の採用状況に関するデータの提出を受けてレセプト審査の実態を把握することとともに、今後、同様の事態が判明した場合には、都道府県を通じて「診療報酬の算定方法」等に沿って適切に処理されるよう、国保連合会に対して指導等を行うこととした。

・二次健康診断等給付に係る健診費用単価の設定について(厚生労働大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

厚生労働省は、令和2年6月に労災保険二次健康診断等給付担当規程(以下「給付規程」)を改正するなどして、二次健康診断(以下「二次健診」)で行われた検査項目の組合せ及び特定保健指導の実施の有無に応じて給付規程に定められた二次健診及び特定保健指導に要した費用(健診費用)の単価について、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成20年以降は「診療報酬の算定方法」)の別表第一医科診療報酬点数表(以下「健保点数表」)に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、「労災診療費算定基準について」及び健保点数表の改定を踏まえて検査の費用の額の見直しを行ったり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたりなどして改定し、同年8月以降の二次健診受診分から適用する処置を講じていた。また、上記給付規程の改正において、給付規程の別添として特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準を策定して、当該実施基準等に基づいて特定保健指導の費用の額を見直す処置を講じていた。

○農林水産省

・国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施について(農林水産大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

- ア 国営造成土地改良施設を管理する土地改良調査管理事務所等(以下「管理事務所等」)に管理事務所等が管理する送信設備(以下「データ転送装置」)の不具合の原因を調査させるなどして防災情報が転送されていない事態への対応方針等を報告させた上で、令和2年3月末までに、全ての地区においてデータ転送装置の修理、更新工事等により不具合を解消するなどの必要な措置を講じた。
- イ 平成30年10月及び令和元年6月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、管理事務所等に国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク(以下「防災ネットワーク」)の管理に関する計画を作成させて、当該計画に基づき、データ転送装置等の不具合の有無等を確認して定期的に報告されることとするなどして、防災ネットワークの運用状況を適時適切に把握する体制を整備するとともに、管理事務所等に対して、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業における防災情報の重要性を周知徹底させ、データ転送装置等の動作状況を原則として毎勤務日に確認するなどして適切に管理するよう指導させた。
- ウ 平成30年10月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、管理事務所等に対して、気象業務法に基づく雨量計の検定の重要性を周知徹底させるとともに、雨量計の検定の有効期限を適切に管理するよう指導させた。

・多面的機能支払交付金事業における長寿命化交付金交付額の算定について(農林水産大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

農林水産省は、令和元年11月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、多面的機能支払交付金事業の継続的な実施に留意して、2年度以降の長寿命化のための補修等の活動に対する交付金(以下「長寿命化交付金」)における相殺交付も可能とする仕組みを導入した上で、長寿命化交付金が過大に交付されていた多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動に取り組む組織(以下「対象組織」)に対して、府県を通じて過大に交付された国庫交付金の返還等を求める処置を講じていた。また、同省は、上記の通知において、都道府県、市町村及び対象組織に対して、平成28年度における多面的機能支払交付金実施要綱等の改正後の長寿命化交付金の交付上限額の適用対象に、28年度以後に事業計画の変更に係る認定を受けた場合等も含まれることを明示するなどして、要綱等の改正内容の趣旨を周知徹底した上で、市町村に対して、長寿命化交付金交付額の算定に係る審査を的確に行うことを都道府県を通じて指導する処置を講じていた。

・ため池の防災減災事業について(農林水産大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、令和2年3月までに次のような処置を講じていた。

- ア 地方農政局等に通知を発したり、農業用ため池(以下「ため池」)の農村地域防災減災事業を実施する都道府県の担当者を対象とした会議(以下「担当者会議」)を開催したりするなどして、都道府県等に対して、「土地改良事業設計指針「ため池整備」」を参考とした豪雨又は地震に対するより詳細な調査(以下「詳細調査」)の考え方を示すとともに、詳細調査の実施に当たっては、この考え方に基づき、200年確率洪水流量等に基づく水理計算により、堤体の余裕高や洪水吐の規模等の照査を行ったり、規模等による目安だけではなく堤体が決壊した際の下流への影響を十分に検討して重要度区分を決定し、重要度区分に応じた耐震性能の照査を行ったりするなどした上で、ため池

の対策工事の必要性を適切に判定するよう指導した。また、対策工事の必要性が適切に判定されていないため池について、必要な照査を改めて実施するなど、対策工事の必要性を把握するための方策を速やかに検討し、その結果を報告するよう指導した。

イ 地方農政局等に通知を発したり、担当者会議を開催したりするなどして、都道府県等に対して、監視・管理体制の強化等に係る対策(以下「ソフト対策」)として実施すべき具体的な事項を示した上で、詳細調査において対策工事が必要と判定されたため池(以下「要改修ため池」)について、対策工事を実施するまでの間、詳細調査の結果に応じた適切なソフト対策を講ずるよう指導した。また、十分なソフト対策が講じられていない要改修ため池について、具体的な対策を検討し、その結果を報告するとともに、速やかに監視・管理体制を強化するよう指導した。

・ダム及び頭首工の重要設備に係る機能を大地震動後において確保するための管理施設に係る耐震性能の確認等について(農林水産大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

ア 各地方農政局等又は各地方農政局管内の調査管理事務所等(以下「農政局等」)に対して、ダム、^(注)頭首工等の管理施設等の建物やこれらを統括管理する中央管理所(これらを「管理施設」)に必要とされる耐震性能について、耐震設計上の取扱いを明確にして周知するとともに、耐震クラスが操作設備、監視操作制御設備等及び水管理体制御システム(これらを「重要設備」)の耐震クラスと整合していなかつたり、耐震性能を確認していなかつたりしていた管理施設については、耐震診断により耐震性能を確認した上でその結果に応じて耐震改修等を行うこととして、重要設備の耐震クラスに応じた耐震性能の確保に向けた計画を策定させるなどした。

(注) 頭首工 河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設

イ 農政局等に対して、重要設備の新設、更新等に当たっては、今後、既存の管理施設については耐震性能を確認し、重要設備と管理施設との耐震クラスについて整合を図るなどして、大地震動後における重要設備の機能を確保することの重要性を周知徹底した。

・独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて(水産庁長官宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

水産庁は、独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」)が国の出資金等を財源として各漁業信用基金協会(以下「協会」)に貸し付ける長期の資金(以下「本件貸付金」)が有効に使用されるように、協会等の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて本件貸付金の規模を見直して、信用基金に真に必要な額の貸付けを行わせることとし、その結果、信用基金は、令和2年3月に、過大となる本件貸付金に相当する国の出資金を2年度及び3年度に国庫に納付することとする中期計画の変更について、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該計画に基づき国庫納付を行うこととしている。

また、同庁は、本件貸付金及び国の出資金の規模の見直しなどを適時適切に実施することができるようとするための体制の整備について引き続き検討して、信用基金と調整の上、適切な処置を講ずることとしている。

○経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構

・独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金における政府出資金の規模等について(経済産業大臣及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次のような処置を講じていた。

- ア 同省は、過年度の債務保証の利用実績、保証債務損失引当金の引当率、業務の安定性等を考慮するなどして、平成30年度以降に新たに追加された業務を含めた債務保証業務を実施するために真に必要となる政府出資金の額を検討し、その結果を踏まえて、機構は、必要額を超えて保有されていると認められた政府出資金165億1721万円に係る資産について国庫に納付することとした。そして、現金及び預金で保有している137億円については、独立行政法人通則法(以下「通則法」)に基づき、令和元年12月に、財務大臣及び経済産業大臣に対して不要財産の国庫納付に係る通知を行い、2年2月に国庫に納付した。また、残りの満期保有目的債券で保有している28億1721万円については、同年10月に満期日が到来する債券の償還後、通則法に基づき、財務大臣及び経済産業大臣に対して不要財産の国庫納付に係る通知を行い、速やかに国庫に納付することとした。
- イ 同省及び機構は、今後、同様の事態が生じないよう、同年3月に債務保証制度に係る検討会を設置し、債務保証の利用実績、保証債務損失引当金の引当率等の情報を十分に共有するなどして、真に必要となる政府出資金の額を適時適切に検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産を不要財産として速やかに国庫に納付することができる体制を整備した。

○国土交通省

・一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について(国土交通大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

国土交通省は、既に負担を求めている国道事務所での事例等を参考に、引き続き、上水道管、下水道管、ガス管等の路面下占用物件を設置している地方公共団体や民間企業等(以下「占用企業者」)等の関係者と協議するなどして、路面下空洞調査業務に要した費用について占用企業者に応分の負担を求めるための指針等の整備に向けた検討を行っている。

・国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について(国土交通大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和元年度に駐車場事業に供されている国管理空港の土地等に係る行政財産の使用許可(使用許可を行う者を「使用許可者」)において、2年3月に元年度に係る使用料の改定を行って、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出して使用料を算定していた18件について、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めないこととした。
- イ 不動産鑑定評価会社(以下「鑑定会社」)等に使用料に関する調査(以下「使用料調査」)を委託する際の仕様書において、駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を当該鑑定会社等に交付することとした。そして、上記を踏まえて元年12月に使用料調査を委託した。
- ウ 旅客ターミナルビル事業、貨物ターミナルビル事業及び駐車場事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率(使用許可者に配分する純収益の割合)の算出方法について、2年1月、使用許可者及び使用許可を受けて駐車場等の施設を運営する者(以下「事業者」)の建物等に帰属する純収益(以

下「建物等帰属純収益」)を比較可能な方法により算出するために、不動産鑑定士等により構成される有識者委員会を新たに設け、同年3月に同委員会から提言を受けるなどして検討し、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することとした。

エ 東京、大阪両航空局(これらを「地方航空局」)が使用料の変動率を求める調査(以下「変動率調査」)を鑑定会社等に委託する際に、イと同様の取扱いとなるよう駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを仕様書に明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を鑑定会社等に交付するよう、同年6月に地方航空局に通知した。

一方、同省は、ウの検討の結果を踏まえて、今後、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することを明記した仕様書を作成するなどした上で、当該仕様書により使用料調査を実施することとしている。そして、エの通知に加えて、上記の使用料調査が終了した後、地方航空局が変動率調査を鑑定会社等に委託する際に上記の内容を仕様書に明記するよう、地方航空局に通知することとしている。

・住宅・建築物安全ストック形成事業等により耐震診断を実施した建築物の所有者に対する指導及び助言の実施等について(国土交通大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記:36条 処置要求事項)

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和元年11月に都道府県に対して通知を発して、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の交付を受けて耐震診断を行った結果、耐震性が不十分と判定された要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物及び特定既存耐震不適格建築物を含む既存耐震不適格建築物について、耐震改修の実施状況を定期的に把握した上で、耐震改修が行われていない場合は、その所有者に対して指導及び助言を積極的に行うよう周知するとともに、都道府県を通じて管内所管行政^(注)庁に対して同通知の内容を周知した。

(注) 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

イ 所管行政庁による指導及び助言の実施の有無を定期的に把握し、指導及び助言が行われていない場合には、その理由等を聴取するなどした上で、所管行政庁に対して技術的助言を行うこととした。そして、2年1月に都道府県に対して、所管行政庁による指導及び助言の実施状況等に関する調査を実施して、指導及び助言が行われていない場合の理由等を聴取し、その理由等を踏まえて指導及び助言が実施されるよう対応策を整理した上で、同年5月に都道府県に対して技術的助言として通知を発するとともに、都道府県を通じて管内所管行政庁に対して同通知の内容を周知した。

○環境省

・浄化槽の設置に係る交付金の標準工事費等について(環境大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記:36条 処置要求事項)

環境省は、令和2年8月に浄化槽設置整備事業において浄化槽の本体価格及び設置工事費の実態調査の結果を適切に反映させた標準工事費並びに浄化槽の能力の区分及び人槽ごとに同省が定めた基準額(以下「標準工事費等」)を算定できるよう基準額の改定に関する基準を定めるとともに、同月に元年度の実態調査の結果を適切に反映させて標準工事費等を改定して、3年度予算に係る浄化槽設置整備事業から改定した標準工事費等を適用することとする処置を講じていた。

(注) 人槽 浄化槽の処理能力(大きさ)の単位で、何人用のものかを示す。

○防衛省

・防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について(防衛大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

防衛省は、平成24年度から27年度までに、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」)の定義付けや自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち補助対象とする区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」)の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、その検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査等を実施して、検討委員会において調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって防衛施設周辺放送受信事業(以下「放送受信事業」)の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどし、30年度には上記の住宅防音工事が完了した世帯等に係る放送受信事業の一部見直しについて通達の改正等を行った。令和元年度には、上記放送受信事業の一部見直しについて継続して必要な周知を行うとともに、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について引き続き検討を行った。そして、2年度以降は、地元関係者に対して説明を行うなどした上で指定基準を制定し各地方防衛局等に対して周知するなどの所要の処置を講ずることとしている。

○内閣（内閣官房）、総務省

・政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの整備について(内閣総理大臣及び総務大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

内閣官房及び総務省は、次のような処置を講じていた。

ア 同省は、令和元年12月に、第二期の政府共通プラットフォーム(以下「政府共通PF」)の整備・運用等に係るプロジェクト計画書において、政府共通PFの整備、機能追加等に係る予算要求前、予算要求時、予算執行前及び運用時の各段階で、需要の把握、利用規模や費用対効果の検討、各府省との調整等を適時適切に行うための検証手続を明確にして、プロジェクトの関係者に周知した。さらに、当該検証手続の確実な実施を担保するために、同省は、2年9月に上記のプロジェクト計画書を改定し、検証結果を取りまとめた資料等を作成して内閣官房に提出してレビューを受け、これに適切に対応することとするなどの運用を行うこととした。

イ 同官房は、同年3月に、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等において、補正予算で政府情報システムの整備等が実施される際も含めて、予算要求前から執行の段階まで年間を通じた一元的なプロジェクト管理を行うことを明記するとともに、同年4月に具体的な実施要領を作成したり、同年5月に各段階の検証に用いるチェックリストを作成したりしてその手順を明確化した上で、各府省に周知徹底した。

○内閣府（内閣府本府）、総務省

・中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の算定等について（内閣総理大臣及び総務大臣宛て）

（平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項）

内閣府及び総務省は、次のような処置を講じていた。

ア 同府は、令和元年10月までに、①市町村に対して事務連絡を発して、基本計画については同省と事前に内容を調整するなどして適切に作成すること、中心市街地活性化のために実施するソフト事業に要する経費を対象とした特別交付税（以下「中活ソフト特別交付税」）の交付を受けようとする事業については中活ソフト事業として基本計画に位置付けて認定を受けることなどについて周知徹底し、②市町村が中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業について中活ソフト事業として基本計画に適切に位置付けることができるよう、同省と連携して「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」を見直すなどした。また、同省は、2年8月までに、算定資料の様式について、記載要領を充実させたり、チェック欄を設けたりするなどして、算定資料等の内容の確認を適切に行えるようにするとともに、市町村に対して、算定誤りの事例や中活ソフト事業に係る市町村が負担する経費として認められない経費を明確に示して、算定資料等の作成を適切に行うよう、また、都道府県に対して、算定資料等の審査を適切に行うよう、それぞれ事務連絡を発して周知徹底した。

イ 同省は、元年度特別交付税12月分について、都道府県及び市町村に対して中活ソフト事業に実際に要した経費の報告を求めて把握し、当該報告に基づき当該年度の特別交付税の額から総務大臣が調査した額の控除（以下「減額調整」）を行う必要性について検討していた。

ウ 同省は、2年8月までに、地方交付税の算定に用いた資料に関する検査が適切に行われるよう中活ソフト特別交付税についての具体的な検査項目や確認事項等を示した検査要領を定めるなどした。

一方、同省は、元年12月までに、都道府県及び市町村に対して事務連絡を発して、中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態について、地方交付税法の規定により減額調整の対象外となる平成26年度交付分を除いて報告を求めていた。そして、同省は、報告された過大交付額について、同省が事業ごとに交付額が過大となった経緯等を勘案して減額調整を行わないとしたものを除き、令和元年度特別交付税の算定において減額調整を行った上で、引き続き、報告漏れがあった一部の事業について事実関係を確認するなどして、2年度特別交付税の算定において適切に減額調整を行うこととしている。

○文部科学省、厚生労働省

・認定こども園等の施設整備事業に係る助成金等の額の算定について(文部科学大臣及び厚生労働大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

文部科学省及び厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和元年7月に助成金の額が過大に算定されていた16実施主体に係る9都府県に対して事務連絡等を発して、改めて実施主体から実績報告を受けて額の確定を行わせるなどして、返還が必要となる助成金について、都道府県により造成された基金(以下「安心こども基金」)に速やかに返還されるよう必要な手続をとることを求めた。そして、9都府県は16実施主体から改めて実績報告を受けるなどしており、その結果、助成金の返還が必要となった8都県は、安心こども基金への返還手続を行った。

イ 同月に都道府県に対して事務連絡を発して、増築等の場合における補助基準額の算定方法について、算定式及び事例により明確に示して周知徹底するとともに、都道府県を通じて市町村に対して、当該算定方法を周知徹底した。

ウ 認定こども園の幼稚園部分と保育所部分の二つの施設整備事業を同時に行う場合において、1施設当たりの太陽光発電設備等を整備する特殊附帯工事に係る補助基準額等(以下「特殊附帯基準額」)が適切な額となるよう具体的な算定方法について検討するなどした。そして、2年1月に都道府県に対して事務連絡を発して、特殊附帯基準額を幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分して算定する方法等を周知するとともに、同年4月及び6月に子育て支援対策臨時特例交付金等の運営について定めた要領等を改正して当該算定方法等を明記した。

○日本中央競馬会

・事業外用地の有効利用及び処分について(日本中央競馬会理事長宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

日本中央競馬会は、令和元年12月、2年3月及び6月に各事業所に対して通知を発するなどして、2事業年度の土地の利用状況に関する調査から様式等の変更を行って、舎宅用地、寮用地等の直接事業運営の用に供していない土地(事業外用地)のうち現に利用していない全ての土地を未利用地として適切に把握するとともに、把握した未利用地について、毎事業年度末に利用方針又は売却等の処分方針を策定し、当該利用方針等に沿って利用計画を策定したり、売却等に必要な手続を実施したりする体制を整備して、未利用地の利用又は処分を図る処置を講じていた。

○日本年金機構

・届け書等の配達業務について(日本年金機構理事長宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

日本年金機構は、次のような処置を講じていた。

ア 令和元年11月に年金事務所に対して指示文書を発出して、年金事務所において、事務センターに回付する事業主又は被保険者等から提出された各種の届け書や申請書等の種類が異なっていても1個のケースにまとめるなど少ない個数により発送することを指示した。

イ 事務センター内の配達先を集約した上で、配達車両を貸し切って輸送する方法(以下「貸切り輸送」)による場合の費用と他の荷主の荷物と積み合せて輸送する方法(以下「積合せ輸送」)による場合の費用とを比較するなどの検討を行った。その結果、貸切り輸送よりも積合せ輸送の方が経済的となったことから、2年2月以降の配達業務を積合せ輸送により実施することとした。

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

・高架下等の有効活用について(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、次のような処置を講じていた。

ア 令和元年12月に東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社(これらを「道路会社」と)との間で覚書を締結し、占用許可事務実施要領を改正するとともに、2年2月から機構と道路会社の実務担当者で構成される「高架下等有効活用連絡会議」を定期的に開催したり、同年3月に要領に基づき必要な情報を網羅した高架下等占用データベースを設置したりして、道路会社から未利用の高架の道路の路面下等(以下「高架下等」)についての情報を定期的かつ継続的に得るための体制を整備した。

イ 同年8月から要領に基づき、アで得られた情報のうち占用(工作物、駐車場等の施設等を道路に設けて、継続して道路を使用すること)させることができると判断した高架下等の情報について、機構のホームページで公表するとともに、道路会社のホームページにおいてもリンク等を設置させることにより機構のホームページへの案内を行うなどして、道路を占用する希望(以下「占用希望」)を誘引することとした。また、占用させることができると判断した高架下等について、同年5月から現地に看板を設置することにより占用希望者を募集している高架下等であることが容易に分かるようにして、積極的に広報を行うこととした。